

# 令和6年度 保険税率の改正について

## 1. 保険税率の改正案

### (1) 改正案

< 現行 > 令和5年度 鴻巣市保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.90 %	27,000 円
支援金分	2.30 %	13,000 円
介護分	2.20 %	16,000 円
合計	11.40 %	56,000 円

※ 1人当たり調定見込額 93,340円 (理論値)

令和6年度 鴻巣市保険税率 (案)

	所得割	均等割
医療分	6.80 %	27,500 円
支援金分	2.75 %	16,000 円
介護分	2.40 %	16,000 円
合計	11.95 %	59,500 円

※ 1人当たり調定見込額 98,054円 (理論値)

令和5年⇒令和6年の改正幅

	所得割	均等割
医療分	▲ 0.10 %	500 円
支援金分	0.45 %	3,000 円
介護分	0.20 %	0 円
合計	0.55 %	3,500 円

※ 1人当たり調定見込額 4,714円(5.05%)の増

### (2) 市町村標準保険税率との差異

令和6年度 鴻巣市保険税率 (案)

	所得割	均等割
医療分	6.80 %	27,500 円
支援金分	2.75 %	16,000 円
介護分	2.40 %	16,000 円
合計	11.95 %	59,500 円

令和5年度 市町村標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.87 %	41,548 円
支援金分	2.77 %	16,225 円
介護分	2.39 %	17,333 円
合計	12.03 %	75,106 円

鴻巣市保険税率 — 市町村標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	▲ 0.07 %	▲ 14,048 円
支援金分	▲ 0.02 %	▲ 225 円
介護分	0.01 %	▲ 1,333 円
合計	▲ 0.08 %	▲ 15,606 円

※▲は税率が足りていない

※水色は税率をほぼ満たす

< 参考 > 令和5年度 鴻巣市保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.90 %	27,000 円
支援金分	2.30 %	13,000 円
介護分	2.20 %	16,000 円
合計	11.40 %	56,000 円

令和5年度 市町村標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.87 %	41,548 円
支援金分	2.77 %	16,225 円
介護分	2.39 %	17,333 円
合計	12.03 %	75,106 円

鴻巣市保険税率 — 市町村標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	0.03 %	▲ 14,548 円
支援金分	▲ 0.47 %	▲ 3,225 円
介護分	▲ 0.19 %	▲ 1,333 円
合計	▲ 0.63 %	▲ 19,106 円

※▲は税率が足りていない

※水色は税率をほぼ満たす

### (3) 2つの標準保険税率

令和5年度 埼玉県標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.78 %	40,966 円
支援金分	2.75 %	16,115 円
介護分	2.40 %	17,395 円
合計	11.93 %	74,476 円

令和5年度 市町村標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	6.87 %	41,548 円
支援金分	2.77 %	16,225 円
介護分	2.39 %	17,333 円
合計	12.03 %	75,106 円

市町村標準保険税率—埼玉県標準保険税率

	所得割	均等割
医療分	0.09 %	582 円
支援金分	0.02 %	110 円
介護分	▲ 0.01 %	▲ 62 円
合計	0.10 %	630 円

## 2. 改正幅の経緯

令和3年⇒令和4年

	所得割	均等割
医療分	▲ 0.10 %	4,000 円
支援金分	0.00 %	0 円
介護分	0.30 %	2,000 円
合計	0.20 %	6,000 円

令和4年⇒令和5年

	所得割	均等割
医療分	0.00 %	7,000 円
支援金分	0.00 %	0 円
介護分	0.20 %	0 円
合計	0.20 %	7,000 円

令和5年⇒令和6年 (再掲)

	所得割	均等割
医療分	▲ 0.10 %	500 円
支援金分	0.45 %	3,000 円
介護分	0.20 %	0 円
合計	0.55 %	3,500 円

## 3. 今後の改正幅の考え方

令和6年⇒令和7年

	所得割	均等割
医療分	0.00 %	5,000 円
支援金分	0.00 %	0 円
介護分	0.00 %	0 円
合計	0.00 %	5,000 円

令和7年⇒令和8年

	所得割	均等割
医療分	0.00 %	5,000 円
支援金分	0.00 %	0 円
介護分	0.00 %	0 円
合計	0.00 %	5,000 円

令和8年⇒令和9年 (保険税率の準統一)

	所得割	均等割
医療分	0.00 %	4,000 円
支援金分	0.00 %	円
介護分	0.00 %	1,000 円
合計	0.00 %	5,000 円

#### 4. 増税額（税転換額）の試算

令和3年⇒令和4年

【改正幅】	所得割	均等割
医療分	▲0.10%	4,000円
支援金分	0.00%	0円
介護分	0.30%	2,000円
<b>合計</b>	<b>0.20%</b>	<b>6,000円</b>
【税率】	所得割	均等割
医療分	6.90%	20,000円
支援金分	2.30%	13,000円
介護分	2.00%	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.20%</b>	<b>49,000円</b>

増税額(試算額) **1億560万円**

令和4年⇒令和5年

【改正幅】	所得割	均等割
医療分	0.00%	7,000円
支援金分	0.00%	0円
介護分	0.20%	0円
<b>合計</b>	<b>0.20%</b>	<b>7,000円</b>
【税率】	所得割	均等割
医療分	6.90%	27,000円
支援金分	2.30%	13,000円
介護分	2.20%	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.40%</b>	<b>56,000円</b>

増税額(試算額) **1億6,990万円**  
 令和5年度 市町村  
 標準税率での増税額 **6億4,940万円**  
 差引額(不足額) **▲4億7,950万円**

令和5年⇒令和6年

【改正幅】	所得割	均等割
医療分	▲0.10%	500円
支援金分	0.45%	3,000円
介護分	0.20%	0円
<b>合計</b>	<b>0.55%</b>	<b>3,500円</b>
【税率】	所得割	均等割
医療分	6.80%	27,500円
支援金分	2.75%	16,000円
介護分	2.40%	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.95%</b>	<b>59,500円</b>

増税額(試算額) **1億3,060万円**  
 令和5年度 市町村  
 標準税率での増税額 **4億7,950万円**  
 差引額(不足額) **▲3億4,890万円**

令和6年⇒令和7年

【改正幅】	所得割	均等割
医療分	0.00%	5,000円
支援金分	0.00%	0円
介護分	0.00%	0円
<b>合計</b>	<b>0.00%</b>	<b>5,000円</b>
【税率】	所得割	均等割
医療分	6.80%	32,500円
支援金分	2.75%	16,000円
介護分	2.40%	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.95%</b>	<b>64,500円</b>

増税額 **1億1,550万円**  
 注) 令和5年度ベースで試算

令和7年⇒令和8年

【改正幅】	所得割	均等割
医療分	0.00%	5,000円
支援金分	0.00%	0円
介護分	0.00%	0円
<b>合計</b>	<b>0.00%</b>	<b>5,000円</b>
【税率】	所得割	均等割
医療分	6.80%	37,500円
支援金分	2.75%	16,000円
介護分	2.40%	16,000円
<b>合計</b>	<b>11.95%</b>	<b>69,500円</b>

増税額 **1億1,550万円**  
 注) 令和5年度ベースで試算

令和8年⇒令和9年(保険税率の準統一)

【改正幅】	所得割	均等割
医療分	0.00%	4,000円
支援金分	0.00%	円
介護分	0.00%	1,000円
<b>合計</b>	<b>0.00%</b>	<b>5,000円</b>
【税率】	所得割	均等割
医療分	6.80%	41,500円
支援金分	2.75%	16,000円
介護分	2.40%	17,000円
<b>合計</b>	<b>11.95%</b>	<b>74,500円</b>

増税額 **9,900万円**  
 注) 令和5年度ベースで試算

**3年間の増税額合計 3億3,000万円**

#### 5. 基金残高の状況

	年度末基金保有額	前年度比
令和5年度【決算見込】	2億7,887万3,170円	▲1億4,921万0,000円
令和4年度【決算】	4億2,808万3,170円	▲1億5,105万3,622円
令和3年度【決算】	5億7,913万6,792円	▲2億817万4,594円

#### 6. 保険税調定額の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(試算額)
当初調定額	21億6,824万3,100円	22億3,050万3,000円	21億8,775万7,600円	22億2,845万0,000円
6月末被保数	26,280人	25,496人	24,090人	23,100人
1人当調定額	82,505円/人	87,484円/人	90,816円/人	96,470円/人

#### 7. 県への納付金の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(試算額)
納付金の算定額①	29億9,074万8,256円	31億2,075万7,889円	30億9,717万3,722円	—
激変緩和(国県の支援)	▲5,844万6,857円	▲1億3,016万9,633円	▲6,512万2,020円	なし
納付金額	29億3,230万1,399円	29億9,058万8,256円	30億3,205万1,702円	—
6月末被保数②	26,280人	25,496人	24,090人	23,100人
1人当納付金額①/②	113,803円/人	122,401円/人	128,566円/人	—円/人

税率改正案  
モデルケース別  
影響額

●令和5年度 鴻巣市税率

●令和6年度 税率改正案

※介護分は40歳～64歳に課税

	所得割	均等割
医療分	6.90%	27,000円
支援分	2.30%	13,000円
介護分	2.20%	16,000円
合計	11.40%	56,000円

	所得割	均等割
医療分	6.80%	27,500円
支援分	2.75%	16,000円
介護分	2.40%	16,000円
合計	11.95%	59,500円

【モデルケース①】年金収入：単身世帯

●年齢：73歳  
収入：150万円（年金）

（=所得40万円）

※均等割7割軽減

	所得割	均等割
医療分	円	8,100円
支援分	円	3,900円
介護分	円	円
合計	円	12,000円

年額：12,000円

【参考】1人加入世帯構成割合（介護分非該当者）：43.1%

	所得割	均等割
医療分	円	8,200円
支援分	円	4,800円
介護分	円	円
合計	円	13,000円

年額 13,000円

1,000円 増  
8.33% 増

【モデルケース②】給与収入：単身世帯

●年齢：42歳  
収入：350万円（給与）

（=所得237万円）

	所得割	均等割
医療分	133,800円	27,000円
支援分	44,600円	13,000円
介護分	42,600円	16,000円
合計	221,000円	56,000円

年額：277,000円

【参考】1人加入世帯構成割合（介護分該当者）：20.6%

	所得割	均等割
医療分	131,900円	27,500円
支援分	53,300円	16,000円
介護分	46,500円	16,000円
合計	231,700円	59,500円

年額 291,200円

14,200円 増  
5.13% 増

【モデルケース③】年金収入：2人世帯

●年齢：夫（70歳）  
収入：200万円（年金）

●年齢：妻（68歳）  
収入：80万円（年金）

（=所得90万円+0万円）

※均等割5割軽減

	所得割	均等割
医療分	32,400円	27,000円
支援分	10,800円	13,000円
介護分	円	円
合計	43,200円	40,000円

年額：83,200円

【参考】2人加入世帯構成割合：27.4%

	所得割	均等割
医療分	31,900円	27,500円
支援分	12,900円	16,000円
介護分	円	円
合計	44,800円	43,500円

年額 88,300円

5,100円 増  
6.13% 増

【モデルケース④】給与収入または事業所得：3人世帯

●年齢：夫（45歳）  
収入：430万円（給与）

●年齢：妻（41歳）  
収入：90万円（給与）

●年齢：子（10歳）  
収入：なし

（=所得300万円+35万円）

	所得割	均等割
医療分	177,300円	81,000円
支援分	59,100円	39,000円
介護分	56,500円	32,000円
合計	292,900円	152,000円

年額：444,900円

【参考】3人加入世帯構成割合：5.9%

	所得割	均等割
医療分	174,700円	82,500円
支援分	70,600円	48,000円
介護分	61,600円	32,000円
合計	306,900円	162,500円

年額 469,400円

24,500円 増  
5.51% 増

※【参考】の加入者数別世帯構成割合は令和5年度当初賦課データより算出

産前産後期間の保険税の免除措置について

1 要旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、産前産後期間の保険税の免除措置を設置する。

2 措置の内容

(1) 対象者

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある世帯の世帯主

(2) 措置の対象となる保険税

出産被保険者に係る保険税の所得割額及び均等割額のうち、対象期間の月分の額を減額する。

※対象期間

出産予定月又は出産月の前月から翌々月までの4か月

（多胎妊娠の場合は出産予定月又は出産月の3か月前から翌々月までの6か月）

例 令和6年4月が出産予定月の場合

1月	2月	3月	4月 (出産)	5月	6月	7月	8月	9月…
----	----	----	------------	----	----	----	----	-----

—この期間分を免除

（多胎妊娠の場合）

1月	2月	3月	4月 (出産)	5月	6月	7月	8月	9月…
----	----	----	------------	----	----	----	----	-----

—この期間分を免除

(3) 施行日

令和6年1月1日より実施。

(4) 措置を受ける方法

原則、世帯主による届出が必要。ただし、出生届等により必要な事実が確認できれば、職権による軽減を行う。

3 市民への周知

市HP及び広報1月号に周知文を掲載することにより行う予定。